

吉備国際大学大学院学則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 吉備国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法、及び学校教育法の本旨にのっとり学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

(課程)

第 2 条 本大学院の課程は博士課程とし、これを前期 2 年課程（以下「修士課程」という。）及び後期 3 年課程（以下「博士（後期）課程」という。）に区分する。

2 博士課程前期 2 年間課程は修士課程として取り扱うものとする。

第 2 章 組織、目的及び修業年限

(研究科・専攻及び収容定員)

第 3 条 本大学院には、次の研究科及び専攻をおき、収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
社会学研究科	社会学専攻	修士課程	12名	24名
		博士(後期)課程	4名	12名
文化財保存修復学研究科	文化財保存修復学専攻	修士課程	5名	10名
保健科学研究科	保健科学専攻	修士課程	6名	12名
		博士(後期)課程	3名	9名
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士課程	7名	14名
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	15名	30名
	心理学専攻	修士課程	5名	10名
	臨床心理学専攻	博士(後期)課程	2名	6名

(研究科・専攻の目的)

第 4 条 本大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	目的
社会学研究科	社会学専攻	修士課程	現代社会学理論を基礎とし、グローバル社会に関して、広い視野に立った高度な専門知識・技術を有し地域社会の振興のために役立つ人材を養成することを目的とする。
		博士(後期)課程	社会学研究者として自立して研究活動を行い、或いは高度な専門的業務に従事するのに必要な研究能力と学識を有する人材を養成することを目的とする。

文化財保存修復学研究科	文化財保存修復学専攻	修士課程	西洋美術・東洋美術・漆芸文化財または文書史料を対象とした高度な保存修復技術者、高度な自然科学的文化財分析手法を修得した文化財保存科学者、また文化財活用領域において文化財を総合的に評価し具体的な活用策を提案できる専門技術者を養成することを目的とする。
保健科学研究科	保健科学専攻	修士課程	保健科学分野における研究者、教育者としての必要な専門知識と技術を養うとともに、保健医療現場において、広い視野に立脚して専門的且つ指導的役割を果たし得る人材を養成することを目的とする。
		博士(後期)課程	保健科学領域において国際的にも貢献し得る自立的研究者を養成し、且つ国民のより高いQOLを目指した社会支援のできる専門家を育成することを目的とする。
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士課程	社会福祉学に関する広い視点からの精深な学識を習得し、わが国の福祉サービスにおいて専門的且つ指導的な役割を担い得る高度専門職業人を養成することを目的とする。
心理科学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	臨床心理学領域及びその関連領域の専門性と技能を持ち、広い視点を有する実践家を養成することを目的とする。
	心理学専攻	修士課程	基礎心理学領域の高度な水準の理論に基づく深遠な専門性を持ち、「居場所を失ったところ」の問題を解き明かす専門家を養成することを目的とする。
	臨床心理学専攻	博士(後期)課程	高度な臨床心理学的理論と実践技能について自立的研究活動を行い、高い専門的資質を備えた研究者及び実践家を養成することを目的とする。

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

(長期在学年限)

第6条 本大学院における最長在学年限は、修士課程にあつては4年、博士(後期)課程にあつては6年とする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第7条 学年・学期及び休業日は、吉備国際大学学則(以下「本学学則」という。)を準用する。

第4章 授業科目・研究指導及び課程の修了要件

(教育方法等)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第9条 本大学院において開設する授業科目及び単位数は別表Ⅰのとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第10条 授業科目の単位の基準については、本学学則を準用する。

(研究指導)

第11条 本大学院における研究指導の内容等については別に定める。

(課程の修了要件)

第12条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、次のとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	専攻名	修得すべき単位数
社会学研究科	社会学専攻	32単位以上
文化財保存修復学研究科	文化財保存修復学専攻	30単位以上
保健科学研究科	保健科学専攻	30単位以上
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	32単位以上
心理学研究科	臨床心理学専攻	36単位以上
	心理学専攻	32単位以上

2 博士課程の修了要件については次のように定める。

(1) 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第4号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(2) 前項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士（後期）課程の修了の要件については、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、第4号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(3) 学校教育法施行規則第156条（大学院学則第21条第2項第2号・第3号・第4号）の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合

の博士（後期）課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、第4号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(4) 当該博士（後期）課程における修得すべき単位数は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修得すべき単位数
社会学研究科	社会学専攻	当該修士課程修得単位32単位以上を含み、52単位以上修得。(20単位以上)ただし、第2号、第3号による者は20単位以上とする。
保健科学研究科	保健科学専攻	当該修士課程修得単位32単位以上を含み、46単位以上修得。(14単位以上)ただし、第2号、第3号による者は14単位以上とする。
心理学研究科	臨床心理学専攻	当該修士課程修得単位32単位以上を含み、48単位以上修得。(16単位以上)ただし、第2号、第3号による者は16単位以上とする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき授業科目の履修を認めることができる。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位数は、研究科委員会の議を経て10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、研究科学生が本学研究科に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む）を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第2項における他の大学院において修得した単位数と合わせて10単位(本大学院の科目等履修生として修得した単位10単位を含む)を超えないものとする。

(授業科目の単位の認定等)

第15条 授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

(学部・大学院一貫教育)

第15条の2 本大学院は、建学の理念を具現化するにあたり、特に優秀な学生に対して、その能力を一層伸長させることを目的に、学部と大学院修士課程を有機的かつ効率的に関連付けた一貫教育の提供を行う。

2 前1項に関する規程は別に定める。

第 5 章 学位論文及び最終試験

(学位論文の審査等)

第16条 修士及び博士の学位論文の審査については別に定める。

(最終試験)

第17条 修士課程及び博士（後期）課程の修了試験は所定の単位を修得し、かつ、修士及び博士論文の審査に合格した者について行う。

第 6 章 学位の授与

(学位)

第18条 本大学院の修士課程を修了した者に次の学位を授与する。

社会学研究科	修士（社会学）
文化財保存修復学研究科	修士（文化財保存修復学）
保健科学研究科	修士（保健学）
社会福祉学研究科	修士（社会福祉学）
心理学研究科	
臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
心理学専攻	修士（心理学）

2 本大学院の博士（後期）課程を修了した者に次の学位を授与する。

社会学研究科	博士（社会学）
保健科学研究科	博士（保健学）
心理学研究科	博士（臨床心理学）

(学位の授与)

第19条 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第 7 章 入学資格等

(入学の時期)

第20条 入学は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず外国人留学生並びに帰国子女については、教育上支障がない場合に限り9月入学を認めることができる。

(入学資格)

第21条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学における所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めたもの
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

2 博士（後期）課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

（入学志願）

第22条 前項の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は別に定める。

（入学試験）

第23条 入学試験は、筆記と口答試験、またはそのいずれかによって行い、かつ、大学の成績及び健康診断の結果を考慮する。

2 博士（後期）課程については、前項のほか、さらに修士課程の成績及び修士論文、または実社会における研究活動の結果をも考慮して行う。

3 入学に関する手続は別に定める。

第 8 章 管理運営組織

（大学協議会）

第24条 本大学院に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は別に定める。

（研究科委員会）

第25条 本大学院に社会学研究科委員会、文化財保存修復学研究科委員会、保健科学研究科委員会、社会福祉学研究科委員会、心理学研究科委員会を置く。

2 大学院研究科委員会に関する規程は別に定める。

第 9 章 教員免許状とその種類

(教員免許状を取得するための条件)

第26条 教員免許状を得ようとする者は、別に定める教員免許状取得に関する規程に従い、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要な単位を修得しなければならない。

(教員免許状の種類)

第27条 教員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状種類	免許教科
社会学研究科	社会学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民 地歴
保健科学研究科	保健科学専攻	高等学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状	看護
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉

第 10 章 入学検定料・入学金及び授業料

(入学検定料・入学金・授業料の額)

第28条 入学検定料・入学金及び授業料は別表Ⅱのとおりとする。

2 博士(後期)課程の修了要件に必要な単位を修得し、かつ引き続き博士論文指導のみを受ける者の納付金は、別表Ⅱ-2のとおりとする。

(授業料等の納付)

第29条 授業料等の諸納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

2 所定の期日までに納入を怠っている者は、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書閲覧を禁止することがある。

(納付金の返還)

第30条 既納の納付金は、原則として返還しない。

第 11 章 特待生・委託生・科目等履修生、外国人留学生、特別研究生・研究生

(特待生)

第31条 本大学院に入学した者で、入学試験並びに学部在学中の成績、人物等を総合的に考慮して優秀と判断された者を特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第32条 国内の大学・公共団体、またはその他の機関から第21条の規定によらないで本大学院の修士課程

及び博士（後期）課程の修学を委託される者がある時は、正規の学生の修学に支障を来たさない限り選考の上、委託生として入学を許可する。

2 委託生に関する規程は別に定める。

（科目等履修生）

第33条 本大学院の特定の科目について、履修を願い出た者がある時は、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

（外国人留学生）

第34条 日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

（特別研究生・研究生）

第35条 本大学院に特別研究生・研究生を受け入れることができる。

2 特別研究生・研究生に関する規程は別に定める。

第 12 章 通 信 制

（通信制）

第36条 本大学院に次の研究科をおく。

（通信制）社会福祉学研究科

（通信制）連合国際協力研究科

（通信制）心理学研究科

（通信制）保健科学研究科

（通信制）知的財産学研究科

（通信制）環境リスクマネジメント研究科

2 通信制に関する規程は別に定める。

第 13 章 雑 則

（準用規程）

第37条 この学則に定めるもののほか、学生に関する事項については、本学学則を準用する。

附則 この学則は平成7年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第26条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成8年10月1日から施行する。

附則 この改正学則は平成9年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第26条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成10年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第28条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成11年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は平成12年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成13年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第27条、第28条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成14年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第27条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成15年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成16年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は平成17年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成18年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第12条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成19年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第12条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成20年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第4条、第9条、第12条、第18条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成21年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第28条、第36条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成22年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第4条、第12条、第18条、第28条第1項、第36条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成23年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第4条、第9条、第12条、第28条については従前の規定による。

別表Ⅰ [授業科目及び、単位数]

本大学院において開設する授業科目及び、単位数は次のとおりとする。

社会学研究科・修士課程 社会学専攻

授 業 科 目		単 位 数		授 業 科 目		単 位 数	
		必修	選択			必修	選択
比較社会学群	比較社会学特殊講義Ⅰ	2	2	産業社会学論群	産業社会学論特殊講義Ⅰ	2	2
	比較社会学特殊講義Ⅱ	2			産業社会学論特殊講義Ⅱ		2
	比較社会学特殊講義Ⅲ	2			産業社会学論特殊講義Ⅲ		2
	比較社会学特殊講義Ⅳ	2			産業社会学論特殊講義Ⅳ		2
	比較社会学特殊講義Ⅴ				産業社会学論特殊講義Ⅴ		2
	比較社会学特殊講義Ⅵ				産業社会学論特殊講義Ⅵ		2
	比較社会学特殊講義Ⅶ				産業社会学論特殊講義Ⅶ		2
	比較社会学特殊講義Ⅷ				産業社会学論特殊講義Ⅷ		2
地域社会学論群	地域社会学論特殊講義Ⅰ		2	各群共通選択科目	社会学調査法演習Ⅰ	2	2
	地域社会学論特殊講義Ⅱ				社会学調査法演習Ⅱ		2
	地域社会学論特殊講義Ⅲ				社会学調査法演習Ⅲ		2
	地域社会学論特殊講義Ⅳ				文献研究Ⅰ		2
	地域社会学論特殊講義Ⅴ				文献研究Ⅱ		2
	地域社会学論特殊講義Ⅵ				文献研究Ⅲ		2
	地域社会学論特殊講義Ⅶ				文献研究Ⅳ		2
	地域社会学論特殊講義Ⅷ				社会学研究演習Ⅰ		2
				研究演習	社会学研究演習Ⅱ	2	2
					社会学研究演習Ⅲ	2	2
					社会学研究演習Ⅳ	2	2
					社会学研究演習Ⅴ	2	2

社会学研究科・博士（後期）課程 社会学専攻

授 業 科 目		単 位 数		授 業 科 目		単 位 数		
		必修	選択			必修	選択	
比較社会学論	比較社会学特殊研究Ⅰ		2	産業社会学論	産業社会学論特殊研究Ⅰ	2	2	
	比較社会学特殊研究Ⅱ		2		産業社会学論特殊研究Ⅱ		2	
	比較社会学特殊研究Ⅲ		2		産業社会学論特殊研究Ⅲ		2	
	比較社会学特殊研究Ⅳ		2		産業社会学論特殊研究Ⅳ		2	
地域社会学論	地域社会学論特殊研究Ⅰ		2	研究指導	社会学研究指導Ⅰ	2	2	
	地域社会学論特殊研究Ⅱ		2		社会学研究指導Ⅱ		2	
	地域社会学論特殊研究Ⅲ		2		社会学研究指導Ⅲ		2	
	地域社会学論特殊研究Ⅳ		2		社会学研究指導Ⅳ		2	
					社会学研究指導Ⅴ		2	2
					社会学研究指導Ⅵ		2	2

文化財保存修復学研究科・修士課程

文化財保存修復学専攻

授 業 科 目		単 位 数	
		必修	選択
共通 選 択 科 目	英語コミュニケーション		2
	海外文化事情		2
	西洋美術保存修復特論		2
	東洋美術保存修復特論		2
	漆芸文化財保存修復特論		2
	文書典籍保存修復特論		2
	西洋絵画技法特論		2
	日本画技法特論		2
	漆芸細密画法特論		2
	工芸技法特論		2
	美術工芸文化財学特論		2
	文化技術史特論		2
	文化財保存環境学特論		2
	文化財環境管理学特論		2
	文化財無機材料特論		2
	文化財有機材料特論		2
	文化財非破壊分析法特論		2
文化財分析実習		2	
必修 科目	特別研究Ⅰ	6	
	特別研究Ⅱ	6	

保健科学研究科・修士課程

保健科学専攻

授 業 科 目		単 位 数		
		必修	選択	
共通必修	保健科学特論Ⅰ	2		
	保健科学特論Ⅱ	2		
共通選択	内科学特論Ⅰ		2	
	内科学特論Ⅱ		2	
	小児神経発達学特論Ⅰ		2	
	小児神経発達学特論Ⅱ		2	
	比較行動学特論Ⅰ		2	
	比較行動学特論Ⅱ		2	
	感染予防特論Ⅰ		2	
	感染予防特論Ⅱ		2	
	細胞・組織学特論Ⅰ		2	
	細胞・組織学特論Ⅱ		2	
	生理機能特論Ⅰ		2	
	生理機能特論Ⅱ		2	
	専門選択	看護保健特論Ⅰ		2
		看護保健特論Ⅰ演習		2
看護保健特論Ⅱ			2	
看護保健特論Ⅱ演習			2	
看護保健特論Ⅲ			2	
看護保健特論Ⅲ演習			2	
看護保健特論Ⅳ			2	
看護保健特論Ⅳ演習			2	
看護保健特論Ⅴ			2	
看護保健特論Ⅴ演習			2	
看護保健特論Ⅵ			2	
看護保健特論Ⅵ演習			2	

授 業 科 目		単 位 数		
		必修	選択	
専門選択	リハビリテーション援助特論Ⅰ		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅰ演習		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅱ		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅱ演習		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅲ		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅲ演習		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅳ		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅳ演習		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅴ		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅴ演習		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅵ		2	
	リハビリテーション援助特論Ⅵ演習		2	
	総合	特別研究Ⅰ	4	
		特別研究Ⅱ	4	

保健科学研究科・博士（後期）課程

保健科学専攻

授 業 科 目		単 位 数	
		必修	選択
基礎 科学 保健 領域	分子生物学特講		2
	細胞組織学特講		2
	生理機能学特講		2
臨床 科学 保健 領域	運動機能学特講		2
	障害評価学特講		2
	機能回復学特講		2
地域 科学 保健 領域	リハビリテーション援助学特講		2
	障害機能学特講		2
	自立支援学特講		2
保健科学特殊研究		1 2	

福祉学研究科・修士課程

社会福祉学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	必修	選択
社会福祉学特論 I	2	
社会福祉学特論 II	2	
社会福祉学特論 III		2
社会福祉学特論 IV		2
社会福祉学特論 V		2
社会福祉学特論 VI		2
社会福祉学特論 VII		2
社会福祉学特論 VIII		2
社会福祉学特論 IX		2
社会福祉学特論 X		2
社会福祉学特論 XI		2
社会福祉学特論 XII		2
社会福祉学特論 XIII		2
社会福祉学特論 XIV		2
社会福祉学特論 XV		2
社会福祉学特論 XVI		2
社会福祉学特論 XVII		2
社会福祉学特論 XVIII		2
社会福祉学特論 XIX		2
社会福祉学特論 XX		2
社会福祉学特論 XXI		2
社会福祉学特論 XXII		2
社会福祉学特論 XXIII		2
社会福祉学研究演習 I	2	
社会福祉学研究演習 II	2	
社会福祉学研究演習 III	2	
社会福祉学研究演習 IV	2	

心理学研究科・修士課程

臨床心理学専攻

授 業 科 目			単 位 数		
			必修	選択	
必修科目	臨床心理学専攻科目	臨床心理学特論	4		
		臨床心理面接特論	4		
		臨床心理査定演習	4		
		臨床心理基礎実習Ⅰ	1		
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1		
		臨床心理実習Ⅰ	1		
		臨床心理実習Ⅱ	1		
	特別研究	特別研究Ⅰ	2		
		特別研究Ⅱ	2		
		特別研究Ⅲ	2		
		特別研究Ⅳ	2		
	選択必修科目	A群	心理学研究法特論		2
			心理統計法特論		2
			臨床心理学研究法特論		2
B群		学習心理学特論		2	
		認知心理学特論		2	
		高次脳機能特論		2	
		教育心理学特論		2	
C群		家族心理学特論		2	
		犯罪心理学特論		2	
		臨床心理関連行政論		2	
D群		精神医学特論		2	
		心身医学特論		2	
		老年心理学特論		2	
		障害臨床学特論		2	
	生涯発達心理学特論		2		
E群	精神力動的心理療法		2		
	認知・行動療法		2		
	投影法		2		
	パーソンセンタードアプローチ		2		
	学校臨床心理学		2		
F群	臨床心理事例演習Ⅰ		2		
	臨床心理事例演習Ⅱ		2		

心理学研究科・修士課程

心理学専攻

授 業 科 目			単 位 数	
			必修	選択
必修科目	心理学研究法特論	2		
	実験心理学実習Ⅰ	2		
	実験心理学実習Ⅱ	2		
	特別研究Ⅰ	2		
	特別研究Ⅱ	2		
	特別研究Ⅲ	2		
	特別研究Ⅳ	2		
	選択必修科目	心理学統計法特論		2
学習心理学特論			2	
認知心理学特論			2	
高次脳機能特論			2	
教育心理学特論			2	
感覚・知覚心理学特論			2	
家族心理学特論			2	
犯罪心理学特論			2	
応用心理学特論			2	
社会心理学特論			2	
精神医学特論			2	
心身医学特論			2	
老年心理学特論			2	
健康心理学特論			2	
生理心理学特論		2		

心理学研究科・博士（後期）課程

臨床心理学専攻

授 業 科 目		単 位 数	
		必修	選択
基礎 臨床 心理 領域学	高次脳機能研究		2
	認知生理心理学研究		2
	生涯発達適応心理学研究		2
	社会心理学研究		2
応用 臨床 心理 領域学	臨床行動心理学研究		2
	心理療法学研究		2
	心身医学研究		2
	発達障害学研究		2
臨床心理学研究指導		12	

別表Ⅱ (納付金)

一 入学検定料 30,000円

二 入学金 140,000円

三 授業料

研究科名	授業料	合計
社会学研究科	866,000円	866,000円
文化財保存修復学研究科	984,000円	984,000円
保健科学研究科	1,310,000円	1,310,000円
社会福祉学研究科	984,000円	984,000円
心理学研究科	984,000円	984,000円

別表Ⅱ－2

研究科名	授業料	合計
社会学研究科	240,000円	240,000円
保健科学研究科	240,000円	240,000円
心理学研究科	240,000円	240,000円